第29回鳥取家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年10月12日(木)午後2時30分~午後4時30分

2 開催場所

鳥取家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

岩倉広修,大西三重子,辛島明,河本充弘,佐野泰弘,田中潔,谷口卓也, 田畑光行,畑千鶴乃,三木文子

(事務担当者等)

藤澤裁判官,吉川事務局長,安田首席家裁調查官,矢原首席書記官,赤木訟廷管理官,山名総務課長,山口総務課課長補佐(書記)

4 議題

- (1) テーマ:成年後見制度について
- (2) 次回開催テーマ等
- 5 議事
 - (1) 新任委員の紹介
 - (2) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が成年後見制度の説明を行った後、成年後見人に選任された人に対する説明会の模擬を行った上、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

- 6 次回開催テーマ等
 - (1) 次回テーマ

次回は「要配慮者対応」をテーマに意見交換する。

(2) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催

日時は平成30年2月23日(金)午後2時30分から2時間程度とする。

以上

(別紙)

テーマ「成年後見制度について」

○委員長

先ほどの担当者の説明と事前にお配りしておりますDVDの視聴が、当庁が後見人等に対して行っている説明です。正しい情報を伝える、あるいは伝えたいことがあるということで、情報量をこなさなくてはいけないという要請がある反面、他方で法律的な知識がない方でもポイントが分かる、分かりやすさということも大事な要請としてあります。それをどう両立していくかということが一つの問題かと思うのですが、今の説明をお聞きになって、後見人等になられた方への説明の在り方、あるいはDVD、Q&Aの体裁等について御意見、工夫すべき点等を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○弁護士委員A

今の説明は親族後見人に対する説明会ということで、かなり正確に説明しようという趣旨でQ&Aが詳しくなっているのは分かるのですが、実際には、ほとんどの方が読まれても理解できないのではないでしょうか。法律家であれば分かりますが、親族の方が後見人等になって、これを一から読めと言われても無理な話で、分かりやすい要点だけに絞った簡略なパンフレットを用意したほうがよいのではないでしょうか。先程の説明では、分かる人には分かりますが、分からない人にさっぱり分からないと思います。裁判所が今のような説明をされていると知って、ちょっとびっくりしました。

成年後見制度は、非常に煩雑だと思っています。ネットなどでもいろいろな情報が流れていて、仕事柄、後見人をつけたほうがよいと思い、依頼者に話をしたら、ネットで調べたら後見手続を利用するのは大変だと、負担が大き過ぎると言

われたこともありました。また、ある事件で、依頼者に後見人を選任しなければだめだよと言ったら、それだったらもうやめますみたいなことで、その先に進まなかったこともあります。もう少し簡略な説明のパンフレットなどを用意し、Q&Aはいざというときに見ていただくという扱いにしたほうがよいのではないでしょうか。

○検察官委員B

私もA委員と全く同じ感想でして、分かりづらかったです。この場にいる方で、 今の説明で理解できました、分かりやすかったですという方がいらっしゃるので しょうか。そうだとすると、実際に後見人になられる方は恐らく法律的知識とか ほとんどない方ばかりだと思いますので、ほとんど理解できないのではないでし ょうか。改善策についてですが、私の経験を踏まえた上でということになります が、幾つか提言させていただきたいと思います。

まず、1つ目ですが、口調が早いということを感じました。初めて裁判所に来られて、初めて成年後見制度に触れる方はそれだけで、ある程度ちょっと舞い上がっているようなところがあります。それでいきなり専門的な言葉で説明されると、もうその段階でパニックになってしまって、ついていけなくなってしまいます。もう半分ぐらいの速さで説明された方がよいのではないでしょうか。

2つ目ですが、全体像が見えない感じがしました。一方的に説明されていますが、この全体像は何なのかということが分かりませんでした。全体像を示すという意味で、先ほどA委員が言われたような、もう少し簡略化したパンフレットのようなものを用意したほうがよいのではないでしょうか。その骨子として、大きく分けて3つの項目が立てられると思います。1つ目が、一体後見人として自分は何をすればよいのかということ、2つ目が、後見人として、してはならないということは一体何なのか、最後の3つ目が、後見人等をやっていて困ったときや悩んだときはどうすればいいのか、その連絡手段は何かということです。この3

つの項目をまず大項目として立てて、その下に1行程度の箇条書きで小項目を立て、その小項目の横にこの項目については、Q&Aの何番に詳しいことが載っていますというように表示をすればよいと思います。説明を聞く側からすると、問題意識を持たないと、なかなかこういった詳しいQ&Aのような資料というのは読む気になりませんし、読んでも理解できないと思います。そういった形で大項目と小項目をできるだけ簡潔に立てたパンフレットを基に説明するのがよいのではないでしょうか。

3つ目ですが、Q&Aの何ページを見てくださいと指示しているにもかかわらず、説明してる内容が必ずしもQ&Aに書かれているとおりでないことです。聞いてる側としたら、Q&Aを見ながら一体どこを言ってるのか分からず、目で追ってる部分と耳で聞いている部分がリンクしないため理解がストップしてしまい、あとは完全にスルーしてしまいました。説明することと目で見てることは同じにした方がよいですし、そのためには今申し上げたような簡略化したパンフレットを利用してそこに書いてある内容のみを説明したほうが消化不良を起こさないと思います。確かに説明責任を果たすということでいろいろ説明したくなるというのは理解できますが、いろいろ説明すればそれだけ消化不良を起こしやすくなると思います。

○学識経験者委員 C

先ほどの説明の中で、質問方法についての説明があり、その方法が文書で行い、回答まで2週間かかるとのことでしたが、回答まで2週間もかかると提出期限に間に合わないのではないかと思いました。あと、家庭裁判所と言われると一体どこに行けばよいのかも分からないので、窓口まできちんと説明してほしいと思いますし、できれば相談窓口があって、聞きたいときに、質問ができたほうがよいのではないかと思いました。

○委員長

Q&Aについて、実際に後見人なられた方から分かりにくいとかそういう意見は出てませんか。

○事務担当者

後見人になられた方から分かりにくいという話をお聞きしたことはありませんが、定期的に報告していただくタイミングで、こちらがお願いしたような報告が出てこないことがあり、改めて説明した際、「そうだったの」と言われることがありますので、体感的にはうまく後見人に伝わってないと感じているところです。

○学識経験者委員C

何か視覚的な方が分かりやすいので、実際提出する書類の記載例のようなもの を見せてもらった方がイメージがしやすく、分かりやすいのではないでしょうか。

○弁護士委員D

このQ&Aを裁判所が作られた意図は、弁護士としてよく分かります。このQ&Aは裁判所として成年後見人になる人に一通り説明しなければいけないことが書いてあるので危機管理の観点から作られているのだと思います。これより古いQ&Aは、小さい字ばかりではるかに分かりにくかったので、このQ&Aを作成するに当たって裁判所が相当努力されているのを知っています。分からないことを調べるときにこういう知識がみっちり書いてあるものも必要なのですが、もう1個必要となるものが実際の書式が載っている資料です。そういう意味で、先程の御指摘はもっともだと思いました。また、事務担当者の方の説明をお聞きしていて、すごくもったいないなと思ったのが、例え話が下手なんです。余りにも日常生活との比較での例え話がなさ過ぎて分かりにくいのだと思います。市民生活をされてる方が後見人の仕事を突然しなければならない立場になって、しかも親

族後見人というのは偶然なるような方なので、そういう人に分かりやすく説明するには、普段の生活とリンクさせて、具体例を示しながら例え話で説明する必要があります。

あと、良くないと思ったのが、質問カードに対する回答が2週間後になるという取扱いです。先ほど、事務担当者の方が裁判所がお願いした書類がなかなか出てこないとおっしゃってましたけど、それはそうだと思います。取扱件数が多過ぎて対応が難しいので書面による照会という取扱いにされたのでしょうが、それが機能してないので現状に至っているのではないでしょうか。だから、裁判所も想定外の書類が出ることを恐れずに、とりあえず報告書を出してください、早目に出していただければ早目に対応できますよという扱いにされたほうがよいのではないでしょうか。

DVDは、なるほどと思うこともあり、Q&Aよりは分かりやすい思ったのですが、具体的な書類の中身が出てこないので、Q&Aを読むよりは全体像は掴みやすいと思いました。

○委員長

裁判所として、危機管理も含めて、伝えたいことや守ってもらいたいことを説明しなくてはいけないというものもありますが、もう少し後見人の方や後見制度 を利用する方の立場に立った視点も取り入れたらどうかということですね。

○弁護士委員D

そうですね。

○学識経験者委員E

私は、後見人に選任された人の立場になって説明を聞かせていただきました。 先ほどの説明の最後に地域連携ネットワークをこれから構築し、5年間で動か していくということでしたが、ここに尽きるのではないかと思いました。この制度をよりよく鳥取の地で根づかせていくためには、このようなネットワークを活用して、広げていくしか方法はないと思いますが、そのためには旗振り役が必要だと思います。そこで質問ですが、鳥取の場合、どこを旗振り役として想定されているのでしょうか。

○事務担当者

各地域ごとに違うとは思いますが、国は市町村に求めています。鳥取の場合は、 市町村もかかわってはいますが、旗振り役を誰がするのか模索している状態です。 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画がこの4月に始まったばかりで、国 の説明会が各市町村になされたのも夏前とか、その辺のタイミングということも あり、市町村もどう具体的に動いていくのか模索中という状態です。

○学識経験者委員E

この制度は財産を管理しなければならない、あるいは身上監護しなければならないという状況になったときに、一番最初に出会う制度ではなく、むしろ他の施設のサービスを利用しようとしたときに裁判所に行くように言わて初めて出会うものだと思います。そういう意味では、この段階になって初めて、地域住民が財産管理などを我々がしなければいけないんだという問題にぶつかる状態になると思いますので、もっと前の段階から、成年後見制度とのシームレスな連携というのがこのネットワークの中で何とか議論できないかなと思いました。

成年後見制度の利用が必要となるもっと早い段階で、鳥取県社会福祉協議会が中心に行っている財産管理や介護サービスのサポートといった取組が地域レベルにあり、こういったサポートを使われていて、いよいよ御本人の判断能力が難しい状態になったときに出てくるのがこの制度だと思います。ですから、日常、地域のサービスを使っていて、それでも無理になったときに成年後見制度につなが

る状態を作らないと、余りにも難し過ぎるのではないかと思いました。鳥取県社協の方々も何とかこの成年後見制度とうまくシームレスにつながっていくような仕組みが作れないかなという意見を出されていますので、その辺りを模索できれば改善していくのではないでしょうか。

○事務担当者

利用促進法の関係は、先ほど市町村が中心になるということを国が求めている ことを説明いたしました。

実際には、県や社会福祉協議会、弁護士会や司法書士会も入った形で、利用促進の関係の話合いをしており、裁判所もその会合には参加しています。まさに視点がE委員のおっしゃるとおりで、国が求めている地域ネットワークに対する役割について御紹介させていただきますと、まず1つが広報機能、成年後見制度自体を知らないという方に広報活動をするもの、次に、相談機能、身近なところで相談できる部門を設けて何か困ったときに、成年後見制度を利用する前の段階から相談できる状態を作ろうというもの、さらに、成年後見制度の利用を促進する機能、どういった方が後見人にふさわしいかとか、後見人の育成、援助及び後見人になられた方への支援をするもの、最後に、不正を防止する機能になります。

国が計画、基本計画の中で求める機能を作るに当たっては、どうしても行政機関が中心となる必要があるので、行政に対し、まず中心になってやるよう国が求めています。先ほど紹介のあった社会福祉協議会は、まさに中心で動かれているのですが、現状では制度がそこまで進んでいないということもあり、社会福祉協議会のように先んじて何かをしなければいけないと思っていただいている団体は、先んじて色々とされています。

○委員長

利用促進法については、高齢化社会にあって、そういう人のために動けるネッ

トワーク, 更には必要な場合には後見に結びつけていけるような制度, 社会的なネットワークをこれから作っていくために関係諸機関で協議をしているということだと思います。

他の委員の方で御意見等はございますか。

○裁判官委員F

私にも分かりにくいなというのが率直なところです。皆さんの御意見にありましたとおり、後見人の仕事のロードマップみたいなものが欲しいと思いました。確かにC委員が言われるとおり、いついつまでに何をするかというのが分からないと、いきなり報告書がまだですが出してくださいというのはちょっと不親切かなと思いますので、B委員が言われたように、報告書を定期的に出すためにやるべきことを時系列的に書くなどして、仕事内容を見える化するのがよいのではないかと思いました。

そして、この制度の意義を理解してもらえると、人間はなかなか不正に手を染めないというのもあるのではないかと思っておりまして、E委員の言われたことは正にこの制度の意義やメリットをどう理解してもらうかということにつながる話だと思いながら、聞いていました。

○学識経験者委員 G

皆さんの御意見に大きくうなずきながら聞いていました。制度の申立件数が増えているというのは大変良い傾向だと思いますし、推進をしていくというのは本当に大事なことだと思うのですが、それと同時に不正件数や被害の額が増えることはあってはならないですし、それが本人の不幸、家族の不幸につながっていくことだと思います。このQ&Aは一番最後に後見人の責任というのがありましたが、これは一番最初に持って来たいぐらいの大事なことだと思います。成年後見制度の利用者が増えるほど、家庭裁判所と関係機関との連携や後見人の選任が大

事な役割になってくると思います。

それから、後見人に選任された方への説明をされるときのことですが、例え話をされるときぐらいは、個人名を言っていただいて、その方の生活の中にイメージできるような説明を盛り込むと分かりやすいのではないかと思いました。

○学識経験者委員H

このQ&A自体は、文言も選択されていて良くできているので、A委員が言われたように、非常に困ったときに読んでもらうということでよいのではないかと思いますが、B委員が言われたような、簡単なリーフレット的なものでもよいので、何をするのか、何をしてはいけないのか、困ったときにはどうすればよいのかということを説明したものを作られたほうがよいのではないかと思いました。

また、この制度の理解についてですが、親族が後見人になると問題も起こりやすいので、どちらかというと専門職に広げていく形になるのではないかいう気がするので、そういう説明も入れた方がよいのではないかと思いました。

○学識経験者委員 I

DVDを見た感想ですが、普段から家計簿を付けるいる人じゃないと、とても後見人になれないような気がしました。お金の管理の方法や、高額だと思う金額について、日常生活の中で我々の判断がそれぞれ違う中、困ったときには裁判所にと言われても、非常に曖昧なところがありますし、家計簿をつける習慣のない人が毎回毎回レシート等をノートに貼って、領収書のコピーを取るようなことを求められたらとてもできないと感じました。

○委員長

少なくとも, Q&Aは, 書かれている中身自体は正しいので, このようなもの も必要だとは思いますが, この位置付けですね。後見人になった人への説明会で の使い方,あるいはそれを読んで期待される効用について否定的な御意見が多々 ありましたが,裁判所として,対応が可能なのかどうかという点について事務担 当者から説明をお願いします。

○事務担当者

貴重な御意見をありがとうございました。ほぼ、対応できるのではないかと思います。実際にでき上がったものが皆さんのお眼鏡にかなうものになるのかどうか分かりませんが、いただいた御意見はごもっともだと思いますので、できるだけ取り組んでいきたいと思います。

ただ、鳥取家裁本庁の後見係の人員が少ない中で、800件もの事件を年間こなしている現状で、御照会いただいても回答がすぐにできないという問題が実際にあり、窓口を設置するのはなかなか難しいのではないかと思っています。それ以外に御指摘いただいた点につきましては、こちらで工夫できることは多くありますので、新たなツールの作成や見直しを行いたいと思っています。

○委員長

最近の家電の取扱説明書のような感じで、基本的にやってはいけないことの代表例、やらなくてはいけないことの代表例、なぜそれをしなくてはいけないのかということがぱっと見て分かるようにして、詳細についてはQ&Aを参照するというように、今日皆さんがおっしゃられたことが参考になるのかなという感じがします。

また、少なくとも一つは自分が後見人になって読めば分かるのかという視点で作ったものを用意しないと、後見人になる方に対する要求という視点だけで作ってしまうと、I委員のおっしゃったとおり、後見人にならなければよかったとか、もう大変だと思われたり、難しく考えすぎて面倒くさいから逆に報告を怠ったり、報告がずさんになったりということにもつながりかねないので、キーポイントが

分かることも大事なのではないでしょうか。裁判所は説明責任を尽くしてますよという言い訳的な視点で作ったのでは駄目で、本当の理解、本当の目的というのは、その後見人になった方に正しく後見事務をしてもらうとことにありますから、その目的を実現するということが大事なのではないかと感じたのですがいかがでしょうか。

○学識経験者委員C

被後見人を抱えたおうちは多分家の中が大変で、かなり疲れ切って来られていると思いますので、本当にその人たちの心に寄り添っていただくような、そういう対応であってほしいと思いました。

○検察官委員B

まさに今,委員長がおっしゃられたとおりかなと思いました。説明責任を尽く すという裁判所としての立場も理解できるのですが,最終的には後見人の立場に 立って,後見人にこの制度の意義とやるべきこと,やってはいけないことを理解 してもらい,後見人をやってみようという目的意識を持って少しでも理想に近づ けていくということが,この制度を本当の意味で根づかせていく上で大事なので はないかと、皆様の意見を聞いて改めて思いました。

○弁護士委員D

先ほどC委員がおっしゃっていたように、利用者の立場に立つというのは、今 どんなジャンルでも、刑事の分野でも被害者支援とか、障害者の方とか、そのよ うなそれぞれのいろんな境遇の方に寄り添うという視点がこの司法の世界で求め られているので、私達も肝に銘じてしなければいけないと改めて思いました。

○学識経験者委員E

御意見に出ていましたように、成年後見制度を利用していこうという御家族、御親族は、それ以前に、御家族全体の御苦労なり困難なりがあるわけで、成年後見制度を利用するに当たって、その御家族に更に負担を強いるのではなく、御家族に寄り添ってくれるような市町村体制がなければ、この制度は絵に描いた餅にならざるを得なくなると思います。

取組としてはとても大切なものですので、御家族を支えながら、最終的には御本人も納得できるような仕組みになっていければよいなと御意見を伺いながら思いました。

○学識経験者委員Ⅰ

皆さんが言われたように、このパンフレットのほかに簡単なパンフレット等を もう一つ付け加えて分かりやすくしたほうがよいのではないかと思います。

○委員長

忌憚のない御意見を多々いただきまして、裁判所が改善すべき方向性が見えて きたのではないかと思います。

今日いただいた御意見、御感想を参考にさせていただき、Q&Aとともにもう 一つの分かりやすいリーフレット等の作成を検討させていただきたいと思います。 本日はどうもありがとうございました。